

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年6月27日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800666号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900024号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年3月1日から平成19年7月31日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成16年3月から同年9月までの期間は12万6,000円から20万円、平成16年10月は12万6,000円から19万円、平成16年11月から平成18年8月までの期間は12万6,000円から20万円、平成18年9月から平成19年6月までの期間は12万6,000円から19万円とする。

平成16年3月から平成19年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年3月から平成19年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月1日から平成19年7月31日まで

A社における厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支払われた給与と相違している。入社から退職するまで30万円くらいの給与を継続して貰っていた。給与明細書等の資料はないが、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1. オンライン記録によると、A社において請求期間当時在籍していた事業主を含む11名全員の標準報酬月額が、平成16年3月の月額変更で、それぞれの平成16年2月以前の標準報酬月額より低い12万6,000円とされていることが確認できる。

しかしながら、複数の同僚から提出された給料支払明細書及び支給明細書(以下「給与明細書」という。)により、平成16年3月以降も同年2月以前の標準報酬月額と同程度又は標準報酬月額を上回る報酬月額が厚生年金保険の被保険者資格喪失まで継続して当該同僚に支給さ

れ、かつ、平成16年2月以前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（ただし、平成16年10月分は、平成15年4月1日適用の保険料率、平成17年9月分から平成19年6月分までの期間については、平成16年10月1日適用の保険料率に基づくもの）が被保険者資格喪失まで継続して控除されていることが確認できる。

また、請求者と同じ平成15年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し請求者と同じ業務に従事していたとする同僚の被保険者資格取得時の標準報酬月額は、当該同僚の給与明細書に記載されている固定的賃金である基本給、住宅手当及び車輜手当に相当するものであり、固定的賃金は当該同僚が被保険者資格を喪失するまで変動することなく継続して支給されており、固定的賃金に変動的賃金である時間外手当等が加算されたものが月々の給与として支給されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求期間のうち平成16年3月1日から平成19年7月31日までの期間について、請求者も給与明細書を所持していた複数の同僚と同様に、平成16年2月以前の標準報酬月額と同程度又は標準報酬月額を上回る報酬月額を被保険者資格喪失まで継続して支給され、平成16年2月以前の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を被保険者資格喪失まで継続して控除（保険料率は前述のとおり）されていたと判断することが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち平成16年3月から平成19年6月までに係る標準報酬月額については、平成16年3月から同年9月までの期間は20万円、平成16年10月は19万円、平成16年11月から平成18年8月までの期間は20万円、平成18年9月から平成19年6月までの期間は19万円とすることが必要である。

なお、事業主が平成16年3月1日から平成19年7月31日までの期間に係る請求者の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が既に亡くなっているため確認することができないが、複数の同僚の給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、請求期間当時の事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年3月から平成19年6月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち平成15年7月1日から平成16年3月1日までの期間については、請求者は給与明細書などの資料を所持していない上、厚生年金保険の届出状況及び納付状況については、事業主が既に亡くなっているため確認することができない。

また、請求期間のうち平成16年1月及び同年2月について、複数の同僚が所持する平成16年1月分及び同年2月分の給与明細書に記載されている支給額合計に見合う標準報酬月額、オンライン記録で確認できる当該同僚の標準報酬月額と同程度又は標準報酬月額を上回るものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる当該同僚の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間のうち平成15年7月1日から平成16年3月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち平成15年7月1日から平成16年3月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900049号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900023号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和27年4月1日から同年9月1日まで  
② 昭和28年3月1日から昭和30年1月1日まで

昭和27年4月から昭和29年12月までA社で正社員として勤務したにもかかわらず、昭和27年4月1日から同年9月1日までの期間及び昭和28年3月1日から昭和30年1月1日までの期間の厚生年金保険の記録がないのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、C市D区にあったA社において正社員として勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張している。

しかしながら、E法務局は、昭和55年以前のA社に係る商業登記簿謄本を保存していない旨陳述しており、請求期間当時の代表取締役等の役員を確認することができない上、日本年金機構の記録においても、請求期間当時の事業主を特定できないところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった以降の厚生年金保険被保険者のうち、所在が判明した7人に照会し、二人の同僚から回答を得たが、当該同僚は、「当時の社長は亡くなった」と陳述していることから、請求期間①及び②に係る請求者の勤務実態及び同社の社会保険の取扱いについて照会することができない。

また、上記の同僚のうち、一人は請求期間②においてA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得しているが請求者を記憶しておらず、そのほかの一人は請求期間②より後に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、請求期間①及び②に係る請求者の具体的な勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかについて詳細を確

認することができない。

さらに、厚生年金保険の適用事業所名簿及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が適用事業所になったのは昭和 27 年 9 月 1 日であり、同日より前の期間に同社に係る厚生年金保険の被保険者は存在せず、請求期間①において請求者が厚生年金保険被保険者の要件を満たしていたか確認できる資料はなく、請求者及び請求者が名前を挙げた同僚についても同日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、請求者が就職時に社長が付けた旨陳述している氏名「F」について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び請求者の厚生年金保険被保険者台帳に記載されていることが確認できるところ、当該氏名で社会保険オンラインシステムによる氏名検索をしたが、請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、請求期間②において請求者の被保険者記録は確認できず、別の健康保険厚生年金保険整理番号での請求者の被保険者記録も確認できない上、当該整理番号に欠番もない。

さらに、請求者の厚生年金保険被保険者台帳においても請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者記録についての記載はない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900004号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900022号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA法人B保育園(以下「B保育園」という。)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年3月31日  
② 平成21年12月15日  
③ 平成22年3月31日  
④ 平成22年7月15日  
⑤ 平成22年12月15日  
⑥ 平成23年3月31日  
⑦ 平成23年7月15日  
⑧ 平成23年12月15日  
⑨ 平成24年3月28日  
⑩ 平成24年7月10日  
⑪ 平成24年12月14日

請求期間①から⑪において、B保育園に理事長として勤務し、社会保険事務及び経理事務にも従事していた。各請求期間において、賞与の支給対象者に対し、賞与を支払い、厚生年金保険料をそれぞれの賞与から控除したが、県からの補助金の減額等の経営上の事由から、請求期間①から⑥においては、賞与から控除した厚生年金保険料額(事業主負担分を含まない保険料額)に基づき算出した金額を支払額とする、賞与支払届を作成して社会保険事務所(平成22年以降は年金事務所)に提出し、届出に基づく厚生年金保険料を納付した。また、請求期間⑦から⑪においては、賞与支払届を年金事務所に提出せず、その結果、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料は納付していない。

このため、厚生年金保険の賞与に係る年金記録については、請求期間①から⑥においては、支払った額より低い額が記録され、請求期間⑦から⑪においては、賞与に係る記録がない。請求期間において、賞与の支払額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる書類を提出するので、請求期間に係る賞与の記録を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

B 保育園から提出された請求期間の「賞与計算 支給・控除一覧表」（以下「賃金台帳」という。）から、請求期間①から⑥について、賞与額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準賞与額については、いずれも、オンライン記録で確認できる標準賞与額よりも高いことが確認できる。

また、賃金台帳から、請求期間⑦から⑪について、請求者に対し賞与が支払われており、法定の厚生年金保険料率に基づく厚生年金保険料の控除が確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、請求期間の標準賞与額が遡及訂正されるなどの不自然な点は認められない上、A 法人に係る閉鎖事項全部証明書の役員欄により、請求者は、請求期間において同法人における唯一の理事であることが確認でき、オンライン記録でも請求者が事業主とされている。

また、請求者は、B 保育園の社会保険事務手続を自ら担当し、経営上の事由から、請求期間①から⑥に係る賞与支払届により、実際の賞与支給額より低額の賞与額を届出し、さらに、請求期間⑦から⑪に係る賞与支払届を提出しなかった旨陳述している。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が請求者に係る厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、請求者は、上記のとおり厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。